

# I 事業報告書

## 1 事業の概要

令和5年度は、事業計画に基づき、次の事業を実施

### (1) 下水道に係る水質管理

ア 流入水、放流水について厳格な水質分析を実施

イ 処理施設の適正な運転及び維持管理の実施による良好な処理水質の確保

### (2) 下水道技術者の育成

ア 県及び市町や民間企業・団体等を対象とした、汚水処理の方法や運転技術に関する施設見学会及び研修会の実施

【回数：4回、人数：49人】

イ 県及び市町の下水道技術者の資質や技術の向上を図るための現地研修会の実施

【回数：3回、人数：50人】

ウ 国、県及び市町等からの要請に基づく、海外留学生や技術研修生を対象とした、施設見学会や研修会の実施

【回数：2回、人数：26人】

エ 下水処理施設維持管理受託者を対象とした研修会の実施

【回数：2回、人数：16人】

### (3) 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究

省資源・省エネルギーの推進や処理施設の適切な運転管理をテーマに各種調査研究を実施

《調査研究テーマ》

区分	調査研究テーマ
太田川東部浄化センター	<p>東部浄化センターの水処理施設の効率化に向けた実証実験について</p> <p><b>【目的】</b> 電力使用量削減を見据えた効率的運転方法の知見の集積を目的とする。</p> <p><b>【方法】</b> I系内の反応タンクにおいて、実験系列、対照系列を設け、実験系列反応タンクへの送風量や汚泥返送率を段階的に削減しながら、水処理を行い、系列間の比較により、処理水質への影響及び電力使用量削減の可能性について検討した。</p> <p><b>【成果】</b> 送風量を段階的に削減することによって水質は徐々に悪化し、汚泥返送率を減らすことによってさらに水質が悪化した。処理水質が管理基準を超過しない、送風量の削減量は、現有小型送風機一台分の送風量より小さいため、送風機台数の削減はできないことが分かった。また、送風機台数削減ができないため、使用電力量の低減もできないことが分かった。</p>

<p>芦田川浄化センター</p>	<p><u>芦田川浄化センター栄養塩類の推移について</u></p> <p><b>【目的】</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、広島県の総量削減計画が見直されたことを踏まえ、当浄化センターの栄養塩類の推移について把握する。</p> <p><b>【方法】</b> 現在の流入区域の状況、降水量、放流量、流入水・放流水のCODをはじめ栄養塩類の推移について考察した。</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>① 放流量は、平成26年度に新浜処理区が含まれる際に1～2割増加があったが、約10万m<sup>3</sup>で横ばい傾向であった。直近の3年間は、降水量が低下し流入水量も低下した。</p> <p>② 硝化抑制運転で安定した処理が行われており、施設整備や改修工事の時期の違いにより、施設の構造が異なっているため同一の運転はできないが、反応槽の特徴を生かした運転で、効率的に栄養塩類に対応した運転を検討することは可能である。</p>
<p>沼田川浄化センター</p>	<p><u>沼田川浄化センターにおけるCOD対策時の凝集ろ過に係る検討</u></p> <p><b>【目的】</b> 流入水の着色に伴う放流水CODの急上昇が頻発していることから、COD急上昇時、緊急に低減するために行う凝集ろ過について、使用する無機凝集剤を決定する。</p> <p><b>【方法】</b> 凝集ろ過時のCOD低減効果、使用リスク及びろ過池洗浄水による最初沈殿池での浄化への寄与について、当方での使用実績のある、ポリ塩化アルミニウム（以下「PAC」）とポリ硫酸第二鉄（以下「ポリ鉄」）で比較検討した。</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>次の結果から、PACの使用を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過注入による効果等の悪化は認められない。</li> <li>・pH変化も比較的軽微。</li> <li>・使用リスクもポリ鉄より低い。</li> <li>・最初沈殿池における浄化への寄与も期待できる。</li> </ul>

《成果発表》

これらの研究成果の一部については、維持管理受託者が行った研究成果と合わせて、令和6年3月1日に調査研究発表会をリモート開催し、情報共有を行った。（参加人数：78人）

《維持管理受託者の研究》

- ・設備機器管理システムを使用してのデータ分析
- ・重力濃縮槽の槽内監視センサーの運用について
- ・着色水流入時の砂ろ過設備における凝集ろ過実証実験

(4) 下水道知識の普及及び啓発

下水道事業に対する理解と関心を深めてもらうため、次の事業を実施  
ア 県内の幼稚園児、小学生、中学生、高校生及び大学生を対象とした施設見学や職場体験学習の実施

【施設見学 回数：6回 参加者数：217人】

イ 関係市町と連携した出前下水道講座や小学校訪問授業の実施

【出前講座 回数：2回 参加者数：218人】

ウ 公社のホームページに、事業概要や下水処理のしくみ、下水再生水の利用などについての情報を掲載

下水道について学べる家族向けの小冊子「家族で学ぼう！下水道Q&A」を作成、公社ホームページに掲載

エ 東部浄化センターの施設紹介動画を作成し、YouTubeや公社ホームページに掲載

オ 見学会の実施等

「下水道の日」にちなみ、9月10日を中心に、県及び関係市町と連携し処理場の見学会、イベント等を開催

○ 太田川東部浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月30日（土）	処理施設の概要説明、DVD上映、下水処理のしくみ説明のための実験、微生物の観察、メダカすくい 配布物：花の球根、コンポスト

○ 芦田川浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月23日（土）	処理施設の概要説明、DVD上映、パネルの展示、微生物の観察、下水道施設の探検ツアー、芋掘り体験 配布物 花の球根、コンポスト

○ 沼田川浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月16日（土）	処理施設の概要説明、DVD上映、パネル・ポスター展示、微生物の観察、下水道クイズラリー、ロボットデモ施設案内 配布物：花の種、コンポスト、サツマイモ、ポケットティッシュ

《見学者数調》

区 分	年 度	総 数 (人)	内 訳 (人)		
			学校関係	各種団体	その他
太田川 東部浄化センター	4	( - ) -	-	-	( - ) -
	5	(137) 373	148	88	(137) 137
芦田川浄化センター	4	( - ) -	-	-	( - ) -
	5	(281) 301	-	20	(281) 281
沼田川浄化センター	4	( - ) -	-	-	( - ) -
	5	(179) 291	69	43	(179) 179
計	4	( - ) -	-	-	( - ) -
	5	(597) 965	217	151	(597) 597

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

( ) 内は、「下水道の日」の見学者数で内数

(5) 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

下水道に関する技術やノウハウを総合的に活用し、広島県から受託する太田川流域下水道瀬野川処理区、芦田川流域下水道芦田川処理区及び沼田川流域下水道沼田川処理区の施設の運転及び維持管理業務を適切に実施

ア 各施設の運転管理の概況

(ア) 水量等

施設 \ 水量等	処理能力 (日最大) m <sup>3</sup>	流入水量 (1日当たり) m <sup>3</sup>	汚泥処理量 発生ケーキ量(年) t
太田川東部浄化センター	148,380	(97,800) 91,692	(16,200) 17,245
芦田川浄化センター	190,400	(111,300) 103,781	(22,600) 21,245
沼田川浄化センター	34,800	(14,800) 15,030	(5,000) 4,828

( ) 内は、令和5年度当初計画数値

(イ) 流域ごとの運転及び維持管理事業

○ 太田川東部浄化センター

- ① 下水処理状況(別表1-1のとおり 6ページ)  
各処理分区からの下水 33,559,228 m<sup>3</sup>(日平均 91,692 m<sup>3</sup>, 前年度比 1.02)を処理した。

- ② 業務委託状況(別表2-1のとおり 7ページ)

○ 芦田川浄化センター

- ① 下水処理状況(別表1-2のとおり 8ページ)  
各処理分区からの下水 37,983,790 m<sup>3</sup>(日平均 103,781 m<sup>3</sup>, 前年度比 1.04)を処理した。

- ② 業務委託状況(別表2-2のとおり 9ページ)

○ 沼田川浄化センター

- ① 下水処理状況(別表1-3のとおり 10ページ)  
各処理分区からの下水 5,500,905 m<sup>3</sup>(日平均 15,030 m<sup>3</sup>, 前年度比 1.05)を処理した。

- ② 業務委託状況(別表2-3のとおり 11ページ)

イ 適正な資産管理及び処理技術の向上

施設機能の保全及び運転技術の高度化を図るため、次の事業を実施

(ア) 施設・設備の適正な維持管理

施設・設備を適正に維持管理するため、設備の仕様や故障・点検状況を一元的に管理する設備管理システムの確実なデータ更新により、修繕計画や長寿命化・更新計画の策定に反映させ、より効果・効率的な修繕等を実施

(イ) 施設・設備の修繕

修繕計画による修繕を行うとともに臨時的修繕に対応した。

- 太田川東部浄化センター 89件
- 芦田川浄化センター 57件
- 沼田川浄化センター 25件

(ウ) 公社と委託先の情報交換の充実

処理の改善や情報の共有化を図るため、各浄化センターで定期的に水処理、汚泥処理、施設管理等について意見交換会を実施

【各浄化センターにおける会議：10回、全体会議：2回】

(エ) 危機管理の充実

○ 危機発生事案に係る情報の共有化

危機発生事案について公社及び各委託先の間で情報の共有化を図るとともに、各浄化センターの関係設備の点検や改修を実施

○ 対策マニュアルの整備

事故事例の検証に基づき、対策マニュアルの修正や整備等を実施

○ 危機管理訓練の実施等

区 分	日 時	テ ー マ	参加人員
太田川東部浄化センター	R5.9.20	地震により、場内設備の破損及び異常水の流入が発生した際の初動対応及び外部機関との連絡体制の確認	職員 14人 委託先 22人 県 1人
芦田川浄化センター	R6.1.31	芦田川右岸ゲート施設事故の初動体制の構築、状況判断及び関係者への情報伝達等を実施	職員 9人 委託先 4人 関係機関 7人
沼田川浄化センター	R5.11.6	場外マンホールポンプ所停電発生時の状況判断及び外部機関との連絡体制の確認	職員 9人 委託先 11人

- マスコミ報道等があった他施設の事故・事件事例について情報収集を実施し、各浄化センターにおける運営管理に活用

(オ) 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策として実施していた公社執務室の分離体制、水質等試験の検査項目の軽減及び2班体制による試験室の時間分割利用は、感染法上の位置付けが5類に移行した5月8日をもって終了した。

ただし、同様に対策として実施していた維持管理受託者執務室の分離体制、テレワーク制度、Web会議については、リスク分散及び業務効率化のため継続している。

(6) 処理水の有効利用

処理水の有効利用については、希望する業者等に、樹木等の散水、下水道管洗浄の用途として提供

区 分	日 数	水 量 (L)
太田川東部浄化センター	21	67,200
芦田川浄化センター	106	1,108,200
沼田川浄化センター	0	0
合 計	127	1,175,400

## 2 組織及び運営状況

### (1) 評議員

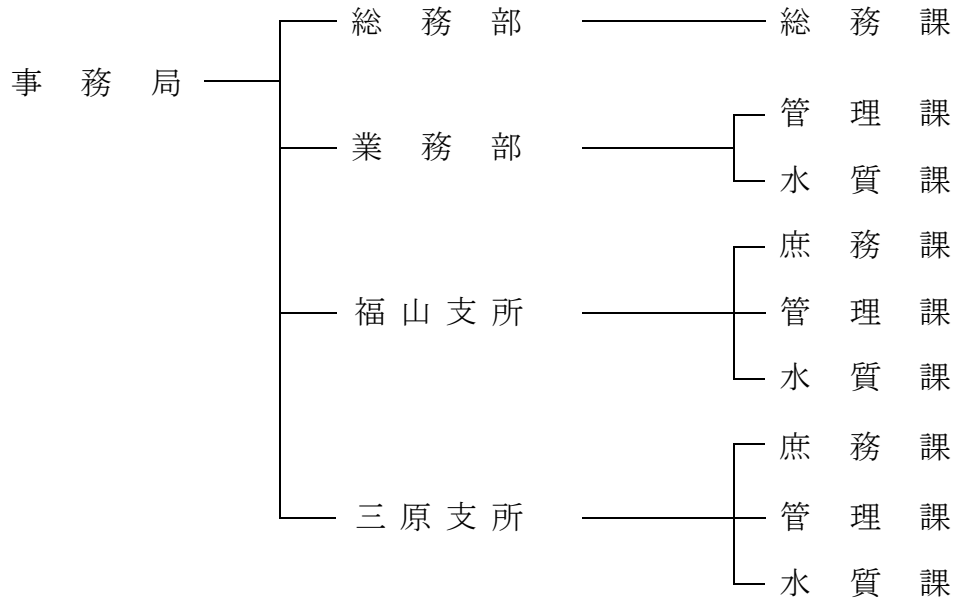
役員の種類別	氏 名		異動年月日
	令和5年3月末現在	令和6年3月末現在	
評議員	三村 裕史	三村 裕史	
評議員	池本 勝彦	池本 勝彦	
評議員	小林 巧平	小林 巧平	
評議員	沖邊 竜哉	川西 隆弘	R5.4.10
評議員	油野 裕和	小松 康二	R5.4.10

### (2) 役員

役員の種類別	氏 名		異動年月日
	令和5年3月末現在	令和6年3月末現在	
代表理事	上仲 孝昌	上仲 孝昌	
業務執行理事	富田 巖穂	富田 巖穂	
理 事	吉田 隆行	吉田 隆行	
理 事	佐藤 信治	佐藤 信治	
理 事	卜部 光央	卜部 光央	
理 事	崎土居 章	崎土居 章	
理 事	堂森 憲治	堂森 憲治	
理 事	前延 国治	前延 国治	
理 事	吉岡 将樹	吉岡 将樹	
理 事	前岡 秀紀	前岡 秀紀	
理 事	村上 明雄	平野 勝与	R5.4.10
理 事	西田 祐三	竹野内 啓佑	R5.11.24
監 事	松本 勝憲	松本 勝憲	
監 事	三谷 正道	甚田 温子	R5.4.10
監 事	金森 禎士	末政 直美	R5.4.10

評議員及び役員の順番は、令和6年3月末現在の当初就任年月日・五十音順

### 3 執行体制及び人員



(令和6年3月31日現在)

職名	事務	技術	計	備考
理事長	1		1	1 勤務地別人員 太田川東部浄化センター17人 芦田川浄化センター11人 沼田川浄化センター10人 計 38人
常務理事	1		1	
事務局長	(1)		(1)	
総務部長	1		1	
業務部長		1	1	2 所属別人員 公 社 25人 広 島 県 10人 広 島 市 3人 計 38人
支 所 長	2		2	
課 長	1(2)	6	7(2)	
課長代理		2	2	3 職種別人員 事務職 13人 電気職 8人 機械職 6人 化学職 10人 土木職 1人 計 38人
主 任	3	3	6	
技 師		1	1	
嘱託員	4	12	16	
計	13(3)	25	38(3)	

( ) は、兼職職員で内数

## 4 会議の開催状況

### (1) 評議員会の開催状況

開催年月日	会議名	議案及び報告事項
5.4.10	第30回評議員会 〔書面決議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員、理事及び監事の選任について</li> <li>・ 令和4年度収支予算の補正について（報告）</li> <li>・ 令和5年度事業計画について（報告）</li> <li>・ 令和5年度収支予算について（報告）</li> </ul>
5.6.9	第31回評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等の承認について</li> <li>・ 理事の選任について</li> <li>・ 令和4年度事業報告及び決算報告について（報告）</li> </ul>
5.11.24	第32回評議員会 〔書面決議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事の選任について</li> </ul>

### (2) 理事会の開催状況

開催年月日	会議名	議案及び報告事項
5.3.24	第46回理事会 (参 考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度収支予算の補正について</li> <li>・ 令和5年度事業計画について</li> <li>・ 令和5年度収支予算について</li> <li>・ 公益財団法人広島県下水道公社職員就業規程の一部を改正する規程について</li> <li>・ 役員賠償責任保険契約について</li> <li>・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）</li> </ul>
5.4.3	第47回理事会 〔書面決議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第30回評議員会の招集について</li> <li>・ 第30回評議員会の議案について</li> </ul>
5.5.29	第48回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度事業報告及び決算報告の承認について</li> <li>・ 第31回評議員会の招集について</li> <li>・ 第31回評議員会の議案について</li> <li>・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）</li> </ul>
5.6.9	第49回理事会 〔書面決議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長の選任について</li> <li>・ 常務理事の選任について</li> </ul>
5.11.16	第50回理事会 〔書面決議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第32回評議員会の招集について</li> <li>・ 第32回評議員会の議案について</li> </ul>



6.3.22	第51回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度収支予算の補正について</li> <li>・ 令和6年度事業計画について</li> <li>・ 令和6年度収支予算について</li> <li>・ 公益財団法人広島県下水道公社職員就業規程の一部を改正する規程について</li> <li>・ 公益財団法人広島県下水道公社の規程で定める様式における読点の表記を改める規程について</li> <li>・ 役員賠償責任保険契約について</li> <li>・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）</li> </ul>
--------	---------	--

## 5 処務事項 登記事項

登 記 年 月 日	登 記 事 項	
5 . 4 . 2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員の辞任（5. 3. 31） 沖邊 竜哉 油野 裕和</li> <li>○ 理事の辞任（5. 3. 31） 村上 明雄</li> <li>○ 監事の辞任（5. 3. 31） 金森 禎士 三谷 正道</li> <li>○ 評議員の就任（5. 4. 10） 川西 隆弘 小松 康二</li> <li>○ 理事の就任（5. 4. 10） 平野 勝与</li> <li>○ 監事の就任（5. 4. 10） 甚田 温子 末政 直美</li> </ul>	<p>2名</p> <p>1名</p> <p>2名</p> <p>2名</p> <p>1名</p> <p>2名</p>
5 . 1 2 . 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事の辞任（5. 11. 15） 西田 祐三</li> <li>○ 理事の就任（5. 11. 24） 竹野内 啓佑</li> </ul>	<p>1名</p> <p>1名</p>

## 6 附属明細書

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。